

ID: 195

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	名寄市へき地保育所条例 第2条の4		
例規番号	平成18年条例第121号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (保育料の減免)  第2条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育料を減免することができる。  (1) 世帯の収入に著しい変動があり生活困窮となったとき。  (2) 災害、病気等により特に多額のやむを得ない臨時的支出があったとき。  (3) その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日